

# お・も・て・な・新聞



浦安市議会議員  
都市経済常任委員会副委員長

小林あきひろ

## 平成30年第1回定例会での質問 1

# 国道357号線の 浦安インターチェンジの美化について

心無いドライバーの方々なのか、このインターチェンジの道路や植栽に、かなりのゴミが捨てられています。これにより、市内の美観が損なわれていると思われませんが、このことは、以前より市民の方々からご指摘されており、この度の議会におきまして、このインターチェンジのゴミのポイ捨てをはじめ、市内道路の美化に関して質問いたしました。

### ① 浦安インターチェンジの、国や県、および市などの各道路管理者の管理範囲について。



浦安インターチェンジの管理区分は、インターチェンジ内の海楽1丁目と2丁目を連絡する歩道から美浜3丁目と4丁目を連絡する歩道までの範囲で、道路や横断歩道橋、緑地帯などが国の管理となっており、その他は県の管理となります。

### ② また、国や県の維持管理の頻度について。



国による清掃等については、歩道や車道の端から1メートルの範囲で除草とごみ清掃を年4回行っており、県については植栽地の樹木管理を年1回、除草とごみ清掃を年2回実施しております。

### ③ さらに、市が良好な維持管理のため、国や県協力していくとのこと、どのように協力するのか。



具体的な内容や回数については、現在、国や県と協議を進めている。国や県の管理が不足して

いる箇所、ごみの散乱等が目立っているところを対象に、年3回程度、清掃できるよう検討中です。このインターチェンジについては、国や県の管理範囲ということで市の管理範囲が無い中で、市は、国や県に協力して清掃し、市内の道路美化に寄与する、というスタンスです。



私からは、浦安市を訪れた方々や市民の方々が、「綺麗な街だな」と思えるよう、引き続き国や県とのご検討・ご対応をお願い致しました。

われわれ市民も、わが街におけるゴミのポイ捨てはもちろんのこと、他の街に行った際にもゴミのポイ捨てなど決してしないように意識したいと思えます。



## ● 市民の方々が市役所来訪 ●



3月9日(金)の午前中に、前職(オリエンタルランド)の従業員の方々が市役所来訪。Aさんは9歳の息子さんの、Bさんは8歳の娘さんと3歳の息子さんのお母さん。

3月1日に始まった順天堂大学浦

安病院の、病児・病後児保育室「みつばちうらやす」について伺いたいとのこと。自分から対象者や保育時間、申し込み方法等、概要についてお話ししました。

お母さんたちに「市内で子育てをしていて便利だなと思うことは!？」と尋ねたところ、「急病診療所が休日や夜間もやっているのととてもありがたい」、「子育て支援チケットをよく活用する」、「うらやすファミリー・サポート・センターはありがたい」、とのお話を頂きました。

## ● 浦安市少林寺拳法連盟大会 ●

3年前、舞浜の総合体育館にて初めて少林寺拳法なるものを見て感動したのがきっかけで、この連盟大会には毎年お声がけ頂き、中央武道館にお邪魔しています。開会式、基本演練、鎮魂行、模範演舞。この模範演舞も凄いのですが、この後に行われる演武審査、これがとても凛とした雰囲気、お子様からご年配までの拳士の方々の、何とも言えぬ深い雰囲気が道場に漲っています。いつもありがとうございます。(合掌)



## 浦安音楽ホールについて

平成 29 年 9 月の第 3 回定例会にて伺いました本件に関し、今回は、検証委員会における検証内容および学識者への相談内容に関してなどについて質問いたしました。



○検証委員会では、賃貸借の期間や賃借料の、施設の設計及び工事、指定管理者制度の導入等、これらの手続きなどの検証を行い、ホールを廃止あるいは継続した場合の比較、継続する場合の運営のあり方などの検証を行った。  
○有識者は、弁護士の伊東健次先生、専門委員の平光正先生、大学教授の関谷昇先生の 3 名。

平成 29 年 12 月からこれまで延べ 8 回相談。相談内容として、本市に高質な音楽ホールを整備することの必要性、賃貸借契約の期間や内容、音楽ホールを廃止すべきか継続すべきか、および検証委員会の検証内容について。

○市長としては、検証委員会の報告書や有識者、議員、市民の意見を参考にしつつ、年度内には判断するようですが、現状では継続せざるを得ない、継続はやむを得ない、と感じておられるとのこと。



私からは、有名なオーケストラ等（例えば N 響など）に練習場所として貸し出すなど、このホールをアピールしていくのも一考。引き続き検討していただくようお願い致しました。

## 民泊について

昨今、東京都大田区や大阪府など、民泊の事例としてニュース等でも取り上げられているが、本市における当局の考え方等について質問いたしました。



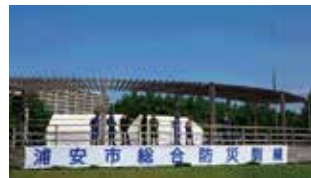
○民泊を行おうとする住宅宿泊事業者に対しては、都道府県等への届出をはじめ、公衆衛生の確保、騒音防止対策、苦情への対応などを行うことなどが義務付けられている。  
○住宅宿泊事業法では、「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」いわゆる住宅であれば民泊事業を行うことが可能。ただし、鉄鋼通り、港、千鳥地区については、工業地区の良好な操業環境を維持するために、本市の地区計画で住宅建築を制限しているため、民泊事業を行うことはできないものと認識している。  
○市民の声として、住環境の保全を目的とした

民泊区域の規制の要望や民泊事業の開設に関する相談等が寄せられている。民泊については、都市部、地方を問わず、社会問題になっている空き家等の個人資産を有効に活用できることなどが挙げられる一方、騒音、ゴミ処理等の生活環境への影響が懸念されている。

○今後の対応については、法施行後のこうした状況や国・県等の動向を踏まえながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えている。



私からは、「民泊を行おうとする住宅宿泊事業者に対しては、都道府県等への届出をはじめ、公衆衛生の確保、騒音防止対策、苦情への対応などを行うことが義務付けられている」とのことなので、民泊事業者への周知、および違法や無届けの民泊に対しましては注視して頂きたい旨、お願い致しました。



■プロフィール.....  
1960 年（昭和 35 年）東京都台東区生まれ  
1976 年（昭和 51 年）芝中学校卒  
1979 年（昭和 54 年）芝高等学校卒業  
1985 年（昭和 60 年）早大卒  
同 年（株）オリエンタルランド入社。  
カスタディアル（清掃）、人事、広報、秘書、総務、  
社会活動推進部 部長歴任 勤務 30 年  
2015 年（平成 27 年）浦安市議会議員（初当選）  
同 年 総務常任委員会副委員長  
2017 年（平成 29 年）都市経済常任委員会副委員長  
■趣 味.....  
読書・散歩・ラグビー（今は観戦のみ）  
■家 族.....  
妻、長女（1997 年生まれ）、次女（1999 年生まれ）



## もてなしライト

江戸時代、夜歩くとき、行灯をぶら下げて客人の足暗がりを照らした。そんなもてなしの優しい気持ちを、今風にあらわしたくてこんなマークを作ってみました。明るくする部分はハートです。このおもてなしライトでみなさんの足下を照らします。

討議資料